

家庭裁判所委員会議事概要

第1 日時

平成30年7月18日（水）午後3時30分から午後5時30分まで

第2 場所

東京家庭裁判所大会議室

第3 出席委員（五十音順，敬称略）

相原佳子，大竹寿幸，折井純，川島博之，木元和子，斉藤明義，佐藤浩二，
大門匡，竹内寛志，棚村政行，辻川靖夫，平尾武史，平松剛，松田京子

第4 テーマ

児童虐待を巡る家庭裁判所の役割

第5 議事

1 基本説明

（委員長）

本日のテーマは、「児童虐待を巡る家庭裁判所の役割」です。

最近，虐待死事件の報道を多く見掛けます。このような児童虐待を巡って，
家庭裁判所は，どのような関わり方をしているのか，御説明します。

また，改正児童福祉法が4月2日から施行されていますので，この点について
も，併せて御紹介したいと思います。

2 第1部「児童虐待と親権停止」

（説明者）

まず，親権停止等について，御説明します。

民法には，親権喪失（834条）と親権停止（834条の2）の規定があり，
申立権者は，子供自身，その親族，未成年後見人，未成年後見監督人又は検
察官です。さらに，児童相談所長も申し立てることができます。

親権喪失と親権停止を比較すると，喪失のほうが，要件，効果ともに厳しく
なっています。

まず、親権喪失の要件は、①父又は母による虐待又は悪意の遺棄があるとき、②その他父又は母による親権の行使が著しく困難又は不適當であることにより子の利益を著しく害するときであり、この「著しく」という要件が、喪失の特徴です。また、2年以内にその原因が消滅する見込みがあるときは除くと規定されていますので、2年以上続く可能性があることが前提となります。

親権喪失の申立てが審判で認容されると、原則として、期限の定めなく親権の全てが喪失されることになります。

これに対して、親権停止の要件は、父又は母による親権の行使が困難又は不適當であることにより子の利益を害するときと規定されています。喪失の場合の「著しく」という言葉が入っていないことから、要件が少し緩やかであるということがお分かりいただけると思います。

また、親権を行使できない期間は、2年を超えない範囲内で家庭裁判所が決めることとなります。更新制度はありませんので、2年を超えて、引き続き停止してほしいという場合には、再申立てが必要です。

親権を制限するものとして、親権のうちの財産管理権だけを制限する管理権喪失という制度もありますが、実際にはほとんど利用されていないと思います。

なお、親権喪失、親権停止については、その後、未成年後見という制度が関係してくることもあります。つまり、これらの申立てが認容されて、その審判が確定すると、親権が制限されるわけですが、それによって親権を行使する者がいなくなったという場合には、これが、その子のために未成年後見を開始する一つの理由になるとされています。

(説明者)

次に、児童虐待の定義について御説明します。

児童虐待は、児童虐待防止法2条に、①身体的虐待、②性的虐待、③ネグレクト、④心理的虐待の四つが規定されています。ネグレクトというのは、育

児放棄や保護の怠慢のことで、子供の心身の健康な成長や発達に必要な身体的・精神的ケアを保護者が提供しないことを意味します。例えば、子供が医療が必要な状態にあるにもかかわらず、親が適切な医療を提供しないという場合、医療的ネグレクトに当たると思われます。

その他にも、ネグレクトには、乳幼児を家に残したまま長時間外出する、車の中に放置する、適切な食事を与えない、下着などを長期間にわたってひどく不潔なままにしておくなど、さまざまな形があります。

また、子供が学校に登校する意思があるにもかかわらず、親が登校させないなどの教育的ネグレクトといったものもあります。

(説明者)

子供の虐待が問題となる審判申立てがあった場合、とても迅速な対応が要求されますが、親権喪失や親権停止は、親子の関係を引き離すこととなりますので、本当にそれでいいのか、そこまでの審判が必要なのか、子の福祉の観点から慎重な検討が必要になることもあります。

しかし、例えば、子供の生命や身体に本当に危険が差し迫っている場合、あるいは、子供が学校に行きたいと思っているのに行かせてもらえないという場合は、できるだけ早く現状を改善する必要があります。基本となっている親権喪失や親権停止の審判の最終結論を出すためには少し時間がかかりますので、とりあえずの措置として、親権者の職務執行を停止することがあります。これを保全処分と呼びます。

ただ、保全処分であっても、一、二か月ぐらいかけて判断を出すということが通常です。

(説明者)

家庭裁判所調査官は、裁判官が事件について判断できるよう、判断に必要な範囲で事実調査をします。親や子供から話を聞き、関係する機関、例えば、病院の主治医や児童相談所の職員、学校や保育園の関係者からも話を聞くこ

とがあります。

(説明者)

親権停止の申立てがあった場合の審判の一般的な進め方について、御説明します。

まず、申立てがあります。その後、裁判所は、できるだけ早く第1回目の審判期日を入れます。この期日には、子供が関係していますので、ほぼ100%、家庭裁判所調査官にも立ち会ってもらいます。申立人と対象となっている親権者にも来ていただくため、呼出状を送ります。対象となっている親権者が来ないこともあります。事情を聞くことが大事だと思いますので、その場合は、通常は2回目の審判期日を入れます。

親権者からは、これまでの子供の監護の様子や子供の状況など、ある程度具体的に話を聞きます。それを踏まえて事実関係を把握した上で、調査官調査を行い、審判を出すという流れになります。

基本的に、裁判官、書記官、調査官でチームを組んで、事前に進行や役割分担を相談しながら準備をしています。

家庭裁判所において、児童虐待が問題となる事件類型は、三つくらいに分けられるかと思います。

一つ目の類型は、御説明しております親権喪失や親権停止です。

二つ目の類型は、児童福祉法関係の事件です。児童福祉法は、保護者が児童を虐待するなどした場合、都道府県は、家庭裁判所の承認を得て、虐待されている児童を児童養護施設等に入所させることができると規定しています。具体的には、都道府県から委任を受けている児童相談所長が申立人となります。

三つ目の類型としては、親権者の変更、監護者の指定・変更、離婚調停の中の親権の争いの中で、虐待が主張されるケースです。つまり、手続の中で、当事者の一方から、「向こうは虐待していますよ。」という主張が出てくる

パターンです。この類型では、父親対母親という構図が非常にはっきりしていること、調停での話し合いが可能であることが他の類型と性質を異にする点です。

さらに、特別養子縁組という制度もありますが、子供が施設に入った経緯が虐待であるなど、背景に児童虐待が隠れている場合もないわけではありません。

3 意見交換

(委員)

そもそも児童虐待を犯罪として取り扱うという観点はないのでしょうか。

(委員)

いろいろな社会的な問題が起きると、刑事罰に期待されるところが大きいことは理解できるのですが、刑事罰を与えるというのは、かなりハードルが高い。極めてしっかりした証拠が集まらないと有罪判決を受けることはできません。特に、家庭内虐待の場合は、密室ですので、起訴して有罪判決を得られるか。かなりの場合、できるかというとなかなか難しいといえます。

また、通常、虐待ですと傷害行為になる場合が多いのですが、1回目ですと、数十万円の罰金になることが多く、それが更なる虐待の防止として意味があるのか。虐待を刑事事件として扱っていく場合には、そういった限界を日々感じながらやっているというのが実情です。

(説明者)

児童福祉法28条により、児童相談所長の申立てに対して、家裁が承認を与えて児童養護施設等に収容する。親と子を引き離すという意味では役割を果たしている事件ではないかと考えております。

児童相談所が児童虐待を把握した場合、通常の流れと思われるところを御説明します。児童福祉法には、必要があると認めるときは、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている

環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護を行うことができるという規定があります（33条1項、2項）。この一時保護は、2か月間収容することができます。

この2か月の間に、親にいろいろ働き掛けをして、改善が見られれば再統合を図るために家庭に戻すこととなりますが、難しいときには、2か月を超えて一時保護を続けるということも可能です。この場合、従前は、都道府県児童福祉審議会の意見聴取が必要でしたが、改正法では、平成30年4月2日以降は、家庭裁判所の承認が必要であると改められ、家庭裁判所の関与がより深まりました。

ちなみに、平成30年4月2日から同年6月30日までの間、一時保護延長の事件は、本庁に14件、立川支部に6件の申立てがありました。親権者が同意するなどしたために取り下げられたものを除くと、全て一時保護の期間延長を承認するという審判が出ています。

このように、児童福祉法関係の事件では、家庭裁判所がかなり深く関与していますし、今後も司法関与が求められる部分が出てくると思われます。

（委員）

親権の停止制度が導入された後の平成24年ぐらいには、親権停止の新受件数が120件くらいあって、却下や取下げの事案が多いと聞きました。

本来の虐待というよりは、父母の間で親権や監護を巡る争いがあって、子供と会わせてもらえない、又は子供の引渡しを求めたが、なかなか認められない。そのような場合に、親としての適格性も、子供にとって一種の虐待に近いという理由で親権停止の申立てがされる。親権の喪失だとなかなか使いづらかったために、もう少し使いやすい親権の停止という制度を設けて、子供の保護に役立てようとした。しかし、父母の争いで、親権の停止制度が使われる傾向があるということを知っているのですが、現在の実情についてお伺いしたいと思います。

(説明者)

実感としては、仰るように、父母の争いの一つとして親権の停止制度が使われるということも目にしております。

一方で、本当にまずいのではないかと、という事件もあります。ただ、申立てを認容することは簡単なのですが、一度認容してしまうと、子供との関係が切れてしまうということが、裁判所としてやはり心配になるところです。調査官調査を必ずやりますので、その調査の中で、子供が少しでも、心のどこかにでも、親を慕っている気持ちが残っている場合、それをぱっと切ってしまうことに躊躇を覚えるというところがありますので、そういう意味でも、実際の審判では、結構やりとりをして、調整を図って、最終的には却下や取下げになるなど、ほかの形での調和を図っています。

親権の喪失については、要件がすごく厳しい上に、親子関係が完全に、しかも長期間にわたって切れてしまうことから、非常に利用しにくいものでした。そこで、一定期間制限すれば、状況が改善するであろうという場合、適切に、必要に応じて親権を停止することによって、柔軟に対応していきましょうという、そういう制度が欲しいなと考えられていました。

そこで、平成24年から親権停止の制度が設けられて、親権喪失、管理権喪失の三つを合わせて、親権制限の事件として取り扱うようになりました。その結果、親権喪失まではいかない、著しくとまでは言えないようなものについて、親権停止という事件が来るようになりました。

親権制限の事件数について、親権喪失は、余り大きく変動がなく、毎年百数十件程度ですが、親権停止は、概ね右肩上がりです。

(委員)

調査官面接で、子供の意見をきちんと聞いて、取り上げるのは何歳くらいからなのでしょうか。例えば、「もうこんな親は嫌だ。」と子供が言ったときに、「そんなこと言わずに我慢しなさい。」と言うのか、あくまで子供の意

見を尊重するのかどうか、教えていただきたいと思います。

(説明者)

一般的に、子供の調査については、就学前（5，6歳）から面接をしています。5，6歳でも、好き嫌いとか、うれしい悲しいという感情はありますので、子供の分かる言葉で面接をして、その子らしさを引き出すようにしています。その子らしさが調査で確認できれば、それを尊重する方向で、調査結果を整理しているかと思っています。

およそ10歳が一つの区切りになっていて、10歳を超えると、ある程度理解している、自分の意向を示せるという年齢になってきますので、10歳を超えた場合には、その子の意思を尊重する比重が大きくなる印象です。

調査官が、子供に「我慢しなさい。」と言うことはありません。むしろ、子供は、葛藤にさらされていますので抑制的です。子供のほうが、本当の気持ちを言えなかったり、逆に自分が思っている以上にいいことを言ってしまうので、そういう場合には、ありのままの感情が出るような質問や雰囲気作りをして確認しているかと思っています。

特に、児童福祉法28条の事件で子供と面接する場合、親が怖いという思いから、家に帰りたくないと言えない子もいます。言葉として出てきたものだけではなくて、背景にあるものなども考慮しながら、分析や評価をしています。

4 第2部「家事調停事例に現れる児童虐待」

(説明者)

家事調停について、御説明します。

家事調停は、家庭に関する紛争の解決手段の一つです。調停の機関が、当事者の間に入って仲介をして、紛争について合意を成立させる。紛争の自主的な解決を図る制度です。

まず、当事者から、離婚したい、養育費を払ってほしい、親権者を自分に

変えてほしい等の申立てがあります。

申立てを受けて、家庭裁判所が期日指定等をして、第1回調停期日が開かれます。話合いの手続ですので、1回で調停が終わることはほとんどありません。複数回の期日が開かれて進めていくのが通常です。

調停は、裁判官と2名の調停委員から構成される調停委員会が主宰し、調停室で行います。調停室には、調停委員と当事者が入りますが、必要に応じて、調査官が立ち会って、調査官調査を行うこともあります。

当事者の合意ができた場合には、調停成立となりますし、合意できず、これ以上の話合いは難しいという場合には、不成立で調停が終わることもあります。申立人が調停の申立てを取り下げることによって、調停が終わることもあります。

(説明者)

離婚調停の中で、妻が、夫から子供への身体的虐待を主張することがあります。子供に対して、しつけと称して、叩いたり、叱ることがあるなどです。それに対して、夫は、その反論として、妻による子供への心理的虐待を主張することがあります。

(説明者)

それでは、身体的虐待について御説明します。

親や養育者によって加えられた身体的暴行の結果、子供がけがをすることを言います。具体的には、殴る蹴る、首を絞める、投げ落とす、溺れさせる、熱湯をかける、布団蒸しにする、激しく揺さぶる、逆さづりにする、たばこの火を押しつける、異物を飲ませるなど、さまざまな形があります。

外傷が残るので、最も発見しやすい虐待ですが、しつけや体罰とどこが違うのかと強弁されることがあります。

この点について、実務経験の豊かな専門家の方は、次のように指摘しています。

しつけは、必要なもの、自立を促すもの、人権を尊重するもの。一方で、虐待は、禁止されたもの、自立を阻害するもの、人権を侵害するもので、両者は明確に異なります。ただ、その間に体罰という概念が入り込むことによって、しつけと虐待の区別がつかなくなると指摘しています。

子供に対する虐待がある家庭では、一方のパートナーに対するDV（ドメスティック・バイオレンス）も併せて起きやすいことが指摘されています。

一般的に、虐待は、虐待している親が、実は過去に虐待されていたというような世代間伝達、縦の関係で検討されることが多いです。

一方で、虐待を加える親と、そのパートナーとの関係に起因しているとする見方もあります。これは、横の関係から虐待を見るという視点です。

このように、虐待について考える場合には、親子関係という縦の関係だけではなく、パートナー関係にも注目する必要があると言われていています。その場合、虐待が深刻化するパートナー関係には、①葛藤・不満型、②孤軍奮闘型、③同調・共謀型、④支配・服従型という4類型があると指摘されています。

例えば、支配・服従型と呼ばれるパートナー関係では、虐待を加える親は、暴力によってパートナーを支配下に置きながら、相手を自在に動かそうとします。暴力以外にも、自殺未遂などによってパートナーを支配することもあります。これに対して、パートナーは、虐待を加える親に文句も言わずに服従し、忠誠を誓おうとします。そのため、子供に対する虐待が起きてても、自らに向けられる暴力を恐れて、虐待を黙認したり、子供を置いて自分だけ逃げ出したりします。

また、一旦は子供を連れて家を出ても、そのことが虐待を加える親の、より一層過激な暴力を招くこともあるので、パートナーは、虐待の拡大や、更なる危険を避けるために、再び支配・服従関係に戻ることがあります。更に極端な場合には、パートナーは、逃げ出す気力さえ失って、支配者である虐待を加える親のもとに居続けることもあります。

次に、心理的虐待について御説明します。

心理的虐待とは、子供の存在価値を否定するような言動を親が示すことを言います。

例えば、言葉によって脅すこと、子供を無視したり拒否的な態度を示すこと、子供の自尊心を傷つけるようなことを繰り返し言うこと、ほかのきょうだいと著しく差別的な言動をとることなどがあります。

ただ、心理的虐待は、表面化しにくいので、社会が把握することが難しいと言われていています。そのため、欧米では、虐待件数の中でも、心理的虐待は数%を占めるに過ぎません。

それに対して、日本では、児童虐待防止法の改正に伴って、DVを目撃すること、いわゆる面前DVも心理的虐待と定義されましたので、その影響で、現在では、心理的虐待が虐待通告件数の40%を占めるようになってきています。

(説明者)

調停手続の中で、調査官の調査が必要であると判断した場合、調査命令が発令されます。

調査官による調査は、具体的に、裁判所における父母や子供との面接、家庭訪問、学校の担任から日頃の生活状況を確認するなどを行い、場合によっては児童相談所に対して調査を行うこともあります。

(説明者)

調査官の調査結果を受けて、調停委員会で、この調査結果をどのように調停に反映させるかを検討します。調査結果は、基本的に共有しますが、まず当事者にこの結果を踏まえて、どのように解決するかを考えていただくきっかけにするという意味もあります。また、調停委員会としても、どのように調停を進めるかについて検討する一つの指針とも捉えます。

5 意見交換

(委員)

調査官による調査で、子供と面接をするときに、子供から「母親には言わないで」とか、葛藤があって、「ストレートには言わないで」というような発言があった場合はどのような対応をするのでしょうか。

(説明者)

子供との面接をするときは、通常は、最初に「この面接の内容は、お父さん、お母さんに伝えようと思っているので、その範囲で話してほしい。」と説明しています。

ただ、そうは言っても、面接の中で、ここは言わないでほしいという部分が実際には出てくることがあります。例えば、それが核心的な内容で子の福祉のためにも伝えたほうがいいだろうと判断したときには、子供の心配していること、不安に思っていることを取り除いた上で伝えることになろうかと思えます。

また、父母ともに大好きで、子供に葛藤がある場合には、面接で何か結論を出すのではなく、葛藤があることをそのまま今の心情として取り扱うことになると思います。

(委員)

調査をしている期間は、母親と子供たちは、これまでと同じように暮らしたままでできるものなのですか。虐待が疑われているときは、母親に「何しゃべったんだ。」とか言われたりして、結論が出るまでの間、ちょっと不安な気がするのですが。

(説明者)

子供が面接で話したことで、監護親から、更なる虐待や嫌がらせを受けるおそれが高い場合などは、必要に応じて開示しないということはありません。これは、担当裁判官が個別に判断することになります。

(説明者)

調停の進め方についても、調査官、調停委員と裁判官で、頻繁に打合せをするなど、子供の福祉に非常に気をつけながら進行しております。

(委員)

虐待があった場合、フラッシュバックとかトラウマというのでしょうか、子供が大人になっていく過程で、嫌な思いが一生つきまどっていくことになる気がするのですが、それを自分なりに整理できないときのサポートやケアみたいなものが組み込まれているということはないのでしょうか。

(説明者)

家庭裁判所の調停の中で、そのようなプログラムのようなものが組み込まれているということは、残念ながらありません。

ただ、調停委員が、子供に直接会うことはないのですが、当事者である父と母に何回も会って、寄り添ったり、叱咤激励したり、声かけをしているという場面は見たことがあります。

(説明者)

ある程度の年齢に達した子供に、調停の進行やその場での発言などを伝えてしまうと、さらに子供を傷つけるということもあり得るわけです。そのようなときには、この紛争によって、ただでさえ子供は神経質になっているのだから、内実をあえてさらけ出すようことはしないようにしましょうと毎回働きかけたりします。調査官が関与している場合には、専門的な視点からの助言も踏まえて、当事者の課題として、いろいろ振り返ってもらう機会を与えることも、調停委員会として、一つできる役割かなとは考えます。

(説明者)

調査官が子供と会うと、面接の中で、いろいろ深い話が出てきます。傷ついている子供が多いですから、子供が今より少しでも幸せになればとの思いで、中立というよりは、少しサポーター的な側面を持ちながら、面接しているかと思います。

例えば、いろいろ話してくれてありがとうと言って、フラッシュバックはどれくらいあるのか、スクールカウンセラーには行っているのかなど、その後の生活の助けとなるような話題を出したりもしています。

調停での保護者との面接でも、調査結果を振り返りながら、子供のフラッシュバックについてどんな手当てをしていくつもりか、どう考えているかなどと質問をしながら、親に対する働き掛けをしているかと思います。できる限り、私たちの立場で、やれることは精いっぱいやっています。

(委員)

調停は、裁判官、調査官、調停委員、書記官と、チームでやっていますので、困難事例の場合には、調査報告書に現れるもの、現れないもの、それをみんなまで共有しています。

そして、調停の場面で、親に対して、家庭裁判所は、お父さんの味方でも、お母さんの味方でもなく、子供の味方だということを話した上で、調停を進めています。

虐待事例で、いつも思うのですが、子供は必死に生きていて、逞しいけれどもいじらしい。やっぱり親を求めるので、言うことが変わることも多いのですが、どちらも子供の気持ちだなと思います。調停をやっている中で、お父さんとお母さんが変わっていく姿を、今まで随分経験して、人間の可能性というか、変わることができるということを信じたいという思いで、でも、いつも危険はどこかで感じ取らなければという思いで調停をやっております。

(委員)

最近、海外では、「アビューズ」、「ネグレクト」という言葉は、非常に強い感じがするので、「不適切な養育」、「不十分な保護」と、表現を少しマイルドにする傾向が出てきています。なぜかというところ、DVもそうですが、暴力だと言われると、自分はやっていないとか、虐待の加害者扱いをされることに対する心理的な反発が非常に大きいからです。

当事者が感情的に反発することを考えると、できるだけ穏やかな表現でないと、かえって話し合いや合意が困難になるのではないかと思います。

(説明者)

調査結果については、親の行為や態度について、子供はこう捉えているとか、子供にこのように影響を及ぼしているとか、できるだけ父親、母親が見て分かる言葉や表現に置き換えて報告するようにしています。

(委員)

虐待を受けた児童たちが、実際に措置を受けて生活をする児童養護施設から、その状況を聞いておりますと、6割が、被虐児、虐待を何らかの形で受けた子供です。いろんな意味で心に傷を負っている子供、トラウマを抱えた子供も多いので、児童養護施設には心理士という専門職が配置され、心のケアをしながら、健全な育ちにつながっていくようにサポートしていると聞いております。

第6 次回予定

平成30年12月10日(月)午後3時